

3月2日
から

えびなメールサービスの メールアドレスが変わります

市からのお知らせやアンケート、防災行政無線情報・警察からのお知らせなど、市民の皆さんに役立つ情報を配信している「えびなメールサービス」の送信元メールアドレスを、3月2日から変更します。迷惑メール対策の設定をしている方は、新しいドメイン@city.ebina.kanagawa.jpを受信できるように、設定の変更をお願いします。

※ドメインとは…@から後ろの部分のことです

【新しいアドレス】

ebina-AnzenAnsi n@city.ebina.kanagawa.jp

変更に伴う再登録の手続きは必要ありません。メールサービスの性能向上のため、ご協力をお願いします。

▶未登録の方は、この機会にぜひご登録ください

【登録の仕方】

①携帯電話やパソコンのメールを起動後、宛先欄にpsc2.i@ofa.jpと入力し、空メールを送信してください。

※本文や件名、住所・氏名などの入力は不要です。

②仮登録された方の携帯電話やパソコンへ本登録用メールが届きます。その中の本登録用サイトのURLから登録画面を表示してください。

※本登録用メールが届かない場合は、迷惑メール対策の設定をしている場合がありますので、設定を変更してください。

③利用規約を確認後、利用したいサービスと地域を選択し送信すると、本登録完了となります。

④本登録完了後、登録完了メールが届き、メールサービスの利用が可能となります。

▶えびなメールサービス以外のメールサービスもドメインが変更になります

◇保護者への緊急連絡メールサービス
◇消防団員への火災一次情報メールサービス
いずれも、新しいドメインは@city.ebina.kanagawa.jpとなります。

※迷惑メール対策の設定をしている方は、設定の変更をお願いします。

▶メールサービスに関する問い合わせ

▷えびなメールサービス=情報システム課(☎235・4715)
▷保護者への緊急連絡メール=学校教育課(☎235・4918)、子育て支援課(☎235・4824)
▷消防団員への火災一次情報メール=消防総務課(☎231・5153)、予防課(☎231・0394)。



3月2日から
使用できます

3月1日(火)～3月7日(月)は

春季全国火災予防運動

～『「消したかな」あなたを守る 合言葉』を統一標語に～

3月1日(火)～7日(月)の1週間、春季全国火災予防運動を実施します。同運動に併せ、消防本部・消防署・消防団は、市内の事業所などの立入検査や消防車両での巡回広報を行います。

また、本紙1月15日号でお知らせしたとおり、消防職員が上今泉一丁目～六丁目地区を対象に、一般家庭の住宅防火診断を実施します(希望世帯のみ)。暖房器具など家庭用機器は、快適で便利な暮らしを与えてくれますが、ちよつとした不注意で火災が発生することがあります。火災の予防は、日頃の心がけが重要です。電気・ガス・暖房器具などの火の取り扱いには、十分注意してください。

【住宅防火、命を守る7つのポイント】
▼3つの習慣
①寝たばこは絶対やめる。
②ストーブは燃えやすい物から離れた位置で使用する。
③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
⑤お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。
⑥寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
⑦火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器などを設置する。
⑧お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

暴力団排除条例を 制定しました

市は、昨年12月、「海老名市暴力団排除条例」を制定しました。この条例は、暴力団排除についての基本理念を定め、市民の役割や暴力団排除への必要事項を明確にすることで、安全で安心した暮らしや社会の実現に役立てることを目的としています。

内容は、市職員などへの不当要求に対する措置、契約事務や給付金交付、公の施設での暴力団排除、市民への支援、広報・啓発などについて定められており、県暴力団排除条例と同じく、ことし4月1日に施行されます。

内容は、市職員などへの不当要求に対する措置、契約事務や給付金交付、公の施設での暴力団排除、市民への支援、広報・啓発などについて定められており、県暴力団排除条例と同じく、ことし4月1日に施行されます。

環境に配慮した施設などに 補助金を支給

市では、施設などから排出される温室効果ガス削減に効果のある、太陽光発電の設置や低公害車(電気自動車等)の購入などを促進するため、これらの設置および導入に対する経費の一部を補助しています。ことし4月1日からは一部の補助金額が変更となります。申請はお早めにお願います(下表参照)。

▼補助条件
次の①～④全てに該当していることが条件です。
①新規に購入(一部リース可)・設置または導入する事が決まっている。
②市内の自宅・事業所に設置または導入する事が決まっている。

※平成22年4月1日～9月30日に低公害車およびエネファームをリース導入した方は、ことし3月31日まで申請できません。

申請の受け付けは、予算額に達し次第終了となります。詳しくはお問い合わせください。

環境政策課(☎235・4912)。

市議会3月定例会の日程

市議会3月定例会は、次の日程で行われる予定です。2月28日・3月29日は9時30分、そのほかは9時に開議の予定。

- ▽2月
28日(月) 本会議(議案審議)
- ▽3月
3日(火) 本会議(議案審議)
9日(水) 総務常任委員会
10日(木) 文教社会常任委員会
11日(金) 経済建設常任委員会
15日(火) 本会議(一般質問)
16日(水) 本会議(一般質問)
18日(金) 総務常任委員会(予算審査)
22日(火) 文教社会常任委員会(予算審査)
23日(水) 経済建設常任委員会(予算審査)
29日(火) 本会議(委員会報告・議案審議)

※会議の日程・時間などは変更になることもあります。また、市のホームページ上でもお知らせしています。

※本会議のインターネット中継は、市ホームページから「市議会」→「インターネット議会中継」をクリックしてご覧ください(開会期間以外は、録画中継が見られます)。

※託児サービスをご希望の方は、傍聴する日の1週間前までにご連絡ください。

☎ 議会事務局(☎235・4931)。

～4月から補助金額が一部変更～

導入の種別	平成22年度補助金額	平成23年度補助予定金額
雨水活用 ※雨水活用として市販されている雨水タンクが対象	1施設につき設置費の3分の1以内、限度額1万円	変更なし
太陽光発電	発電能力1kwにつき 市:3万円、限度額10万円 県:2万円、限度額7万円 ※県の補助要件を満たした施設に対して上乘せされます。	発電能力1kwにつき 市:2万円、限度額7万円 県:未定
エネファーム(家庭用燃料電池コージェネレーションシステム) ※リースでの導入も対象	1施設につき15万円	1施設につき10万円
低公害車(電気自動車等) ※通常の低燃費車・ハイブリッド車は対象外 ※リースでの導入も対象	1台につき10万円	変更なし

☎(=問い合わせ先)の電話番号は各部署への直通電話の番号です